

中野区自転車等放置防止条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年6月19日
中野区長 田中大輔

中野区自転車等放置防止条例の一部を改正する条例

中野区自転車等放置防止条例(昭和63年中野区条例第15号)の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 雜則(第35条・第36条)」を「

第6章 雜則(第35条・第36条)

第7章 罰則(第37条—第39条)

」に改める。

第10条中「都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる商業地域及び近隣商業地域に指定された地域の全域」を「中野区の区域」に改める。

第11条第1項の表1の項中「400平方メートル」を「200平方メートル」に改め、同表2の項中「500平方メートル」を「250平方メートル」に改め、同表3の項中「300平方メートル」を「150平方メートル」に改め、同表4の項中「500平方メートル」を「250平方メートル」に改め、同表5の項中「300平方メートル」を「150平方メートル」に改め、同項の次に次のように加える。

6 病院、診療所等の医療を提供する施設	診療室面積が150平方メートル以上のもの	診療室面積15平方メートルごとに1台
---------------------	----------------------	--------------------

第11条第2項中「及び教室面積」を「、教室面積及び診療室面積」に、「「店舗面積等」」を「「店舗等面積」」に改める。

第12条中「店舗面積等」を「店舗等面積」に、「20台」を「10台」に改める。

第14条中「この条例の施行前に」を「当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に」に、「新築した」を「新築する」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(施設の用途を変更する場合の自転車駐車場の規模)

第14条の2 指定区域内において、次に掲げる施設の用途の変更をしようとする者は、当該用途の変更が建築基準法(昭和25年法律第201号)第87条第1項の規定による建築確認が必要となる場合は、当該用途の変更後の施設(当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分で、かつ、指定区域が定められた後に当該施設の用途の変更がされていない部分(第16条の規定によりこの条例の適用を受けなかつた部分を含む。)を除く。)をすべて新築するものとみなして、第11条から第13条までの規定により算定した自転車駐車場の規模から、現に設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場を設置するよう努めなければならない。

- (1) 第11条第1項の表(ア)欄に掲げる用途に供するための施設の用途の変更で同表(イ)欄に掲げる規模となるもの
- (2) 混合用途施設となる用途の変更又は混合用途施設についての用途の変更で、当該用途の変更後の施設のすべてについて当該各用途に供する店舗等面積ごとに第11条第1項の表(ウ)欄の規定により算定した自転車駐車場の規模の合計が10台以上である場合に係るもの
- 2 指定区域内において新築した施設について、建築基準法第7条第4項又は第18条第15項に規定する工事の完了に係る検査を受けた日から1年以内に前項に規定する用途の変更をする場合は、当該用途の変更後の施設を新築するものとみなして第11条から第13条までの規定を適用する。

第15条中「又は増築」を「、増築又は用途の変更」に改める。

第16条中「又は増築」を「、増築又は用途の変更」に、「建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条に規定する」を「建築基準法第6条第4項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)又は第18条第3項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による」に改め、「第14条まで」の次に「及び第14条の2第2項」を加える。

第17条及び第18条中「第14条まで」の次に「及び第14条の2第2項」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(自転車駐車場設置の時期)

第18条の2 第11条から第14条まで及び第14条の2第2項の規定に基づく自転車駐車場の設置の時期は、当該自転車駐車場の設置に係る施設について、建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)又は第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による

工事が完了したときまでとする。

(自転車駐車場設置の免除等)

第18条の3 区長は、次の各号のいずれかに該当する施設については、規則の定めるところにより、第11条から第14条まで及び第14条の2第2項の規定に基づく自転車駐車場の設置を免除し、又はその規模を変更することができる。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校又は大学であつて、自転車等による通学が学則等で禁じられ、かつ、放置自転車等を防止するための方策が講じられている施設
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が自転車駐車場を設置しないこと又はその規模を変更することに特別な理由があると認める施設

第19条の見出し中「管理」を「管理等」に改め、同条中「第14条まで」の次に「及び第14条の2第2項」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の自転車駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車駐車場の規模の合計が70台以上である場合において、区長が必要と認めるときは、当該自転車駐車場の自転車等の整理及び誘導を行うため、規則の定めるところにより、整理誘導員を置かなければならない。

第20条第1項中「、施設」の次に「(第2条第5号の施設をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「から報告」を「に対し、相当の期限を定めて、報告」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(勧告)

第20条の2 区長は、施設設置者が正当な理由がなくて第11条から第14条まで、第14条の2第2項、第17条又は第19条の規定に違反したときは、規則の定めるところにより、当該施設設置者に対し、相当の期限を定めて、自転車駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 区長は、施設設置者(第11条から第14条まで及び第14条の2第2項の規定により自転車駐車場を設置しなければならない者を除く。)が自転車駐車場を設置しない場合において、当該施設の利用者により当該施設の周辺に自転車等が放置され、歩行者等の通行に危険が生じていると認めるときは、規則の定めるところにより、当該施設設置者に対し、自転車駐車場の設置その他当該危険を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第21条を次のように改める。

(措置命令)

第21条 区長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、規則の定めるところにより、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第22条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「前条第1項」を「前条」に改め、同条第2号中「報告をせず」を「報告若しくは資料の提出をせず」に、「報告をした者」を「報告若しくは資料の提出をし、」に改める。

第6章の次に次の1章を加える。

第7章 罰則

第37条 第21条の規定による区長の命令に従わなかつた者は、100,000円以下の罰金に処する。

第38条 第20条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30,000円以下の罰金に処する。

第39条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、平成21年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第10条の改正規定は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第19条第2項の規定は、施行日以後に新築、増築又は用途の変更に係る確認(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)又は第18条第3項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認をいう。以下同じ。)を受ける施設に係る自転車駐車場について適用し、施行日前に確認を受けた施設に係る自転車駐車場については、なお従前の例による。